

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二流域下水道センターの項の次に次のように加える。

幹線街路整備事務所	所長 次長 用地課長
-----------	------------

附 則

この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。